

次の（設例）を読んで、X、Yの罪責について論じなさい（ただし、器物損壊罪、住居侵入罪及び特別法違反の点を除く）。（配点：100点）

（設例）

令和8年1月10日、Xは、多額の負債のために生活に窮していたYから、何か儲け話はないかと相談をもちかけられた。そこで、Xは、最近業績が好調と評判の会社社長A宅なら多額の現金があるに違いないから、2人でA宅に侵入して金を奪おうと提案した。Xは、A宅の構造や付近の地形、同月15日からAが出張のために不在にすることを知っていたので、Yに対し、A宅の構造および付近の地形を図解して示し、同月15日からAがしばらく不在となることを教えた。Yは、Xの提案を受け入れ、YがA宅に侵入して現金を奪い、Xは人が来たらYに伝えるために外で見張りをするという計画を立てた。

XとYは、同月16日午前3時頃にA宅に到着し、Yは、用意していたガラス切りで窓ガラスを切り、鍵を開けて室内に侵入した。しかし、Xは、Yが侵入する様子を見て急に怖くなり、Yに知らせることなく、こっそり立ち去った。しばらくして、YはXがいなくなったことに気づいたが、「それならそれで仕方がない。分け前をやる必要はなくなったから、1人でやろう」と決意し、現金を物色したところ、書斎の引き出しに現金20万円とキャッシュカードが入っていたので、これをポケットに入れた。

Aは、当日体調不良のために自宅で寝ていたところ、物音がするので、泥棒かもしれないと家の中を見回ったところ、Yを発見した。腕に覚えのあるAは、「泥棒」と叫んでYに掴みかかった。これに対して、Yは、万一のために用意していたナイフ（刃渡り約20センチメートル）を突き出し、「キャッシュカードの暗証番号を言え。言わないと殺すぞ」と脅した。Aは、これにひるまず、さらにYに掴みかかろうとしたので、これに腹を立てたYは、殺意をもってAの左胸部を上記ナイフで力任せに突き刺した。Aが倒れこんだすきに、Yは逃走した。Aは、約1時間後に失血死した。